

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																				
<p>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月28日 17経教 細則第7号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合には100分の211、12月に支給する場合には100分の232、2を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="192 850 882 1023"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5 箇月以上6 箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3 箇月以上5 箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3 箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p> <p>附 則 省略</p>	在 職 期 間	割 合	6 箇月	100分の100	5 箇月以上6 箇月未満	100分の80	3 箇月以上5 箇月未満	100分の60	3 箇月未満	100分の30	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 省略(現行どおり)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合には100分の212、12月に支給する場合には100分の232を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1046 850 1736 1023"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5 箇月以上6 箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3 箇月以上5 箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3 箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>附 則(20細則第3号)</p> <p><u>この細則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	在 職 期 間	割 合	6 箇月	100分の100	5 箇月以上6 箇月未満	100分の80	3 箇月以上5 箇月未満	100分の60	3 箇月未満	100分の30	
在 職 期 間	割 合																					
6 箇月	100分の100																					
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80																					
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60																					
3 箇月未満	100分の30																					
在 職 期 間	割 合																					
6 箇月	100分の100																					
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80																					
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60																					
3 箇月未満	100分の30																					